

「資料1～資料8の内容に対するご意見・ご質問」「その他お困りごと、事業者や行政機関への要望等について」（一覧）

	組織名	意見	回答
1	認定NPO法人子育て支援のNPO まめっこ	知人の車椅子ユーザー（車いすマークのスペースに乗りたい・サポートは不要であることが多いユーザー）はある鉄道駅で「サポート必要ですか？」と聞かれる場合、いつも「いらないです」と答える。 しかし、別の駅では断っても「サポートする義務がある」と言われ、サポートを受けさせられることがある。 車両とホームの間にスロープを敷いてくださるのはありがたいが、車両も降りる駅も変えないと言われる。 車いすマークのスペースにいるほうが、他の方の邪魔にならないと想像するが「（指定場所から）動かないで」と言われ、エレベーターに近いところがいいと言っても、それは困りますとのこと。駅に着くと扉が開閉するので、指定場所では乗降に影響するように感じ申し訳なく感じる。 （サポート義務が無い）鉄道駅では、事前の連絡によりホームで駅員さんが待っていてくださり「エレベーターから遠いところに乗られて、驚いた」と言われたので「指定された」と言うのと「近い車両でも良かったんですよ」とのこと。 車両の車椅子スペースと駅のエレベーター等配置が合っていないことに加え、ユーザー本人の必要不必要によらず駅側のサポート義務によって、結果的にユーザーが不自由を強いられてしまう。誰のための支援なのか、今一度考えて欲しい。	高齢者や障害者を含め、誰もが安全かつ円滑に駅を利用できる環境を整備することは、極めて重要な課題であると認識しております。 その上で、具体的な対応については、利用者の状況やニーズを十分に踏まえることを前提としつつ、駅施設の構造や係員の配置等の実情も勘案した上で、鉄道事業者において適切に判断されるべきものと考えております。
2	伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	01.資料1 中部における基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況 鉄道駅やバスターミナルへのAEDの設置 この資料の意見ではないかもしれませんが、不特定多数の方が利用する駅やターミナルには、AEDの設置を義務づけていただきたい。近年、AEDの存在は多くの方に認知されて、人が倒れたらまずAEDを探す、という発想は広まってきた。しかし、「AEDを求めて走ったが、そこにはなかった」というのが、駅。人の命に係わることであり、AEDの普及と設置場所の増加、設置場所の認知は合わせて義務付けられることを望む。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたします。
3	伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	05.資料5 中部地方整備局の主な取組 道路の整備の方法について この資料への意見ではないかもしれませんが、前々回あたりの会議でも少し話をしましたが、整備をする際、歩道と道路とを分けて考えがちだが、点を見るだけでなく、そこを整備することにより、周辺にどのような影響があるかを確認した上で、整備していただきたい。 以下の写真（伊勢市 内宮前R23）は、道路のみにアスファルトオーバーレイしたため、道路が高く、歩道が低くなり、横断歩道を渡るときに高低差が生まれ、車いすやベビーカー、杖歩行の方には非常に危険な個所となってしまう例。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご指摘のとおり、車道の舗装補修やオーバーレイ工事の実施により、歩道や横断歩道部との高低差が生じると、車いす利用者やベビーカー利用者、杖利用者等の通行に支障を生じる可能性があります。写真にあります、国道23号伊勢市内宮前については、『伊勢南電線共同溝事業』（宇治浦田町交差点～宇治今在家町）にて歩道整備を予定しており、歩道整備に合わせ、路肩部の段差解消や横断勾配の修正、点字ブロックの整備、歩道・車道の舗装修繕を予定しております。 今後も『道路の移動円滑化整備ガイドライン』等に基づき、利用者目線に立ち、移動の連続性や安全性に配慮した整備・維持管理に努めてまいります。

4	伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料 6 P12 オストメイトについて 現在の設計標準では、オストメイト用設備として「水洗器具（汚物流し）等」が必要となっており、以前の設計標準にあった「簡易型設備（便座の背もたれに水栓をつけたもの等）」の表記はなくなっている。 そのため、現在のオストメイト用設備は独立タイプが主流だが、最近このような話を聞いた。 •皮膚の洗浄が必要なのはパウチ交換時のみなので、通常の便処理は便器に座って行う人も多い •車いす対応トイレにオストメイト用設備があっても、車いす使用者には器具位置が高く使用できない 便器に座って便処理を行う方のために、便器前部の開口幅が通常より広くなった製品がある。深く腰掛けることで身体前面での便処理がしやすい設計となっており、シャワー付きのタイプなら、洗浄も可能である。 •従来の便座を取り換えるだけで設置できるため、低価格で普及できる •車いす使用者のオストミーの方も利用できる •一般の方は通常の便座として利用できる製品で、かつ器具設置のための広さが不要なので、現在ある一般便房にも設置できる などの利点がある。 トイレの機能分散が重要な課題である今、画期的な製品であると考えるが、この製品は、バリアフリー法上の「オストメイト設備」として認められるのか？ もし、現在は独立タイプのものしかオストメイト用設備として認められていないのであれば、ぜひ検討していただきたい。	バリアフリー法上の「オストメイト設備」として認められます。 設置する建築物の利用者ニーズ等にあわせて設置を検討ください。
---	-------------------	---	--